

三原市立第二中学校生徒指導規程

第一章 総則

第1条 (目的)

この規程は、本校の校訓「響き合う二中っ子」を実現するために、生徒が共感的な人間関係を築き、自主的・自律的に充実した学校生活を送り、社会で通用する生き方を身に付ける（進路実現）という観点から生徒指導上必要な事項を定めたものである。

第二章 学校生活に関すること

第2条 (通学)

自宅を出て帰るまでが学校の教育活動であるため、交通ルールや通学マナーを守って安全に登下校する。

(1) 徒歩通学

- ・道いっばいに広がらない等、歩道のマナーや交通ルールを守り登下校する。

(2) 自転車通学

- ・自転車通学は、自宅から本校までの距離が2キロ以上あり、自転車通学を希望し、許可を得た生徒とする。
- ・自転車通学の鑑札シールをもらうときには、実費200円を支払う。
- ・必ずあごひもとめてヘルメットを着用する。
- ・通学自転車は条件を満たすものとする。(詳細については、「自転車通学について」【P10】を確認する)

※ヘルメットの未着用や自転車の改造等、違反等が繰り返される場合は、自転車通学を取り消す。

(3) バス・船通学

- ・バス停は中学校前のバス停を利用する。
- ・通行中は座席の移動をしない。
- ・窓から手や足を出さない。
- ・大きな声を出して乗客の迷惑にならない。
- ・その他バスや船のマナーを守る。

(4) 服装

- ・制服又は体操服で通学する。(冬季は防寒着で通学も可)

(5) その他

- ・場の状況に応じて、地域の方に気持ちの良い挨拶をする。
- ・下校途中に寄り道や買い食いをせず、まっすぐ家に帰る(休日の部活動も同様)

第3条 (始業下校時刻・遅刻・欠席・早退・外出)

始業下校時刻・遅刻・欠席・早退・外出について次のことを守ることが一人一人の安全確保となる。登下校中にケガや事故があった場合は、すぐに学校に連絡する。

(1) 始業時刻

- ・8:15までに自分の教室に入り、提出物等を出し、8:20には着席しドリル学習を開始する。
- ※8:20に着席していない場合は遅刻とする。

(2) 下校時刻

- ・生徒の完全下校の時刻は次の通りとする。ただし、バスや船の時間により変更する場合がある。

4月 ~ 10月秋季大会まで ⇒17:45

10月秋季大会~ 11月文化祭まで ⇒17:30

11月文化祭~ 1月末まで ⇒17:00

2月 ~ 3月まで ⇒17:30

(3) 欠席・遅刻・検温

- ・欠席・遅刻・検温の連絡は、8:00までに保護者が「すぐー」で学校に連絡をする。

・遅刻して登校した場合は、職員室へ登校したことを報告する。

(4) 早退

- ・早退が事前に分かっている場合は、保護者がその理由、時間、下校方法を学校に連絡する。

・早退をする場合は、職員室へこれから早退することを伝え下校する。

(5) 外出

- ・登校したら校外に出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。

※許可なく校外に出た場合は家庭連絡をする。状況により警察に保護願いを出す。また、無断で校外に出ることが3回以上あった場合は、保護者に来校していただき指導する。

第4条 (頭髪・服装・身だしなみ)

頭髪や服装、身だしなみを整えることは相手に与える第一印象として大切なことである。また、精神的にも落ち着いて学校生活を送ることができ、自分の進路を切り拓くことにつながる。

(1) 頭髪

- ・学習の妨げにならないよう前髪は目にかからないようにする。
- ・前髪を斜めにカットすることは不可

- ・髪飾りなどの装飾品は着用しない。
- ・ヘアピンの色は黒、紺とする。ただし、頭頂部や前髪・クロスにする等しない。髪をとめる必要以上の本数を使わない等、学習の妨げにならないように使用する。また、体育の授業では外す。
- ・長く伸ばし肩にかかる場合は、ゴム（黒・紺・茶色）で1，2か所束ねる。
- ・染色，脱色，パーマ（ストレートも含む），アイロンなどは禁止
- ・眉毛をそらない。細くしない。
- ・整髪料，化粧，マニキュア，ピアス，アイプチ，エクステ，まつ毛パーマ，カラーコンタクトの使用は禁止
- ・一部刈り上げ，段カット，ソフトモヒカン，左右非対称等は不可

(2) 制服

◆冬服

- ・学校指定の制服とする。
 - ・3年生はカッターシャツ，ブラウス又はポロシャツ，1年生，2年生はポロシャツを着用する。
 - ・制服の下は，長袖又は，半袖のポロシャツ，カッターシャツ，ブラウスとする。
 - ・ポロシャツ，カッターシャツ，ブラウスの中に着る肌着は白色，**黒色**で，丸首やVネックとし，ハイネックは禁止する。
 - ・ポロシャツ，カッターシャツ，ブラウスの上に着るセーター・トレーナー・ベストは無地の黒・白・紺・茶・灰色とする。
- ※長袖のポロシャツ，カッターシャツ，ブラウス，半袖のポロシャツは，ズボン又はスカートの中へ入れる。
- ※フード付や上着から出るものは着用しない。
- ※セーター，トレーナー，ベストだけで学校生活を過ごさない。ただし，教室内に限り可。教室から出る際には，制服またはカッターシャツ，ブラウス，ポロシャツとする。
- ・スカート又はズボンの下にタイツを着用してもよい。無地の肌色，黒色とする。

◆夏服

- ・学校指定の制服，長袖か半袖のポロシャツ，カッターシャツ又はブラウスとする。

・3年生はカッターシャツ，ブラウス又はポロシャツ，1年生，2年生はポロシャツを着用する。

※半袖，長袖のポロシャツは，ズボン又はスカートの中へ入れる。

※ズボンは腰まできちんと上げ，ずらして着用しない。

※スカートは膝がかくれる長さを基準とし，短くしたり，長くしたりしない。

(3) 靴下

- ・白色，**黒色**で無地。模様，ワンポイント，線の入ったものは不可。くるぶしソックスも不可。長さはくるぶしが余裕をもって隠れるもの

(4) 靴

- ・登下校の靴は，白単色のスクールシューズでランニングシューズタイプ又はスニーカータイプ（運動できる靴）。素材は布。靴ひもによる編み上げタイプ
 - ・校内はスリッパ。学校指定のもの
 - ・体育館は体育館シューズ。学校指定のもの
- ※靴，スリッパ，体育館シューズの区別をつける。

(5) ベルト

- ・色は黒色で装飾の無いもの

(6) 名札

- ・冬服を着用の際に左胸に付ける。
- ・極端に胸より下の位置につけたり，名札を隠したりせず，決められた場所に付ける。
- ・夏服の場合は，名前の刺繍が入っているのでつけなくてよい。

(7) 体操服

- ・本校規定の体操服のもの

(8) 帽子

- ・学校指定の白のもの
 - ・登下校，部活動，授業時の必要な際に着用する。
- ※授業時に必要な場合は教員より指示を行う。

(9) 防寒着等

- ・ウィンドブレーカーは学校指定のもの。部活動ごとに揃えることはしない。また，教室内では着用しない。
 - ・ネックウォーマーや手袋は可。色は白・黒・紺・茶・灰色系統で華美でないもの
- ※マフラーの着用は不可

(10) その他

- ・休日や忘れ物を取りに登校する場合は，制服又

は体操服を着用すること。

- ・詳細については、写真や絵入りで説明している「服装（みなり）についての規定」【P6～P7】を確認すること。

第5条 （校内の生活）

「生活四訓（挨拶、時間厳守、整理整頓、身だしなみ）」を実践し、礼儀正しく、規律や時間を守ることで、基本的な生活習慣を築いていく。

（1）挨拶

- ・場の状況に応じて、気持ちの良い挨拶をする。
- ・授業や集会では、礼儀正しく、大きな声で挨拶をする。

（2）言葉づかい

- ・先生や目上の人に対して、適切な敬語を使用しはじめのある態度を心がける。

（3）授業

- ・ベル着を守る。
- ・授業の準備物を授業前に用意する。
- ・私語をしない、授業ノートをとる、課題は期日を守って提出する等、基本的な学習習慣を身につける。

※授業妨害やエスケープがあった場合は、その時間は教室に入れず、保護者に来校していただき指導する。場合によっては、特別な指導を行う。

（4）定期試験

- ・試験週間中は職員室、事務室、印刷室への出入りは禁止。必要がある場合は職員室外で用事を済ませる。
- ・カバンは各自のロッカーに入れ、机は空にして筆記用具（鉛筆が望ましい）のみにする。
- ・試験中に物の貸し借りはできない。忘れ物に注意する。
- ・その他試験について決められた事を守り、不正な行為は絶対しない。

（5）休憩

- ・他学年の場所に行かない。他教室に入らない。
- ・次の授業の学習道具を準備する。
- ・昼休憩はボールが使用できる。その際は貸し出し簿に記入する。時間を守り、借りた本人が片付ける。

（6）給食

- ・給食当番は、給食着、マスクを着用する。マスクを忘れた場合は購入する。

- ・給食当番以外は、静かに座って読書や勉強をする。
- ・配膳台の清掃や手洗いを確実にを行う。
- ・牛乳はたたんで、班でまとめて袋に入れる。
- ・給食終了時間（13時10分）までは教室から出ない。

（7）水筒

- ・お茶が必要な場合は持参できる。
- ・水筒の代わりにペットボトルを持参する場合はタオルや専用カバー等で覆う。
- ・熱中症対策として、期間限定でスポーツ飲料の持ち込みを許可する。なお、期間等は学校から連絡をする。

（8）掃除

- ・担当区域を決められた時間いっぱい（掃除開始から終了のチャイムが鳴るまで）取り組む。
- ・清掃道具は大切に扱い、責任を持って管理する。

（9）ロッカー

- ・カバンは左、サブバックの上に黒カバン等、美化委員が示すように使用する。（詳細は「ロッカー使用について」【P8】を確認する）
- ・学校に置いていい道具は各学年から指示する。

（10）持ち物

- ・持ち物には名前をはっきりと記入する。
（目印となるキーホルダー等は、こぶし大のサイズまでのものをバックに1つつけてよい。）
- ・金銭や貴重品などは持ってこない。持ってきた時は、朝、担任に預ける。
- ・学習に不必要なもの（スマートフォン・携帯電話等、カッターナイフ等の危険なもの、漫画や雑誌、ゲーム、マスコット等）は持ってこない。
- ※不要物を持ってきた場合には、学校で預かり学期末に保護者へ返却する。
- ※不要物の持込が続く場合は、保護者に来校していただき指導する。
- ※スマートフォン等情報通信機器の校内の持ち込みは厳禁。校内に持ち込んだ場合は、学校で預かり、保護者に来校していただき、指導後に保護者に返却する。
- ※多くの生徒による不要物の持込、危険物の持込がある場合は持ち物点検を実施する。

（11）保健室

- ・保健室の利用は原則1時間とし、回復が見込めない場合は保護者に連絡する。

- ・保健室で静養する時は、教科担当に伝える。

(12) 部活動

・部活動参加は任意とする。

- ・3年間継続して活動できるように取り組む。
- ・社会体育のスポーツチーム等に加入している生徒は本校の部活動に入ることはできない。
- ・定期テスト前の一週間は部活動を原則停止する。
- ・部活動の服装は、学校の体操服、各部活動で定められた服装とする。
- ・朝練は7:30~8:00とする。7:15より前に登校しない。時間厳守の活動とする。
- ・練習を欠席する時は、顧問に連絡をする。
- ・詳細については、「部活動について」【P11~P12】を確認する。

※部長会で定める「部活動についての確認事項」に違反する行為があった場合は、部長会で定めている規定に従って反省行動となる。

(13) エアコン

- ・教室に掲示してある「エアコン使用のルール」に従って使用する。

(14) その他

- ・学校内の施設や設備は大切に扱う。
- ・学校内の施設や設備を破損した場合や発見した時は、直ちに職員室に届け出る。破損については原則、費用弁償とする。
- ・物を借りた時は、借りた人が責任をもって返すようにする。

第6条 (クロームブック)

クロームブックは「安心・安全・快適」に使うことで、学習内容をより理解し、より豊かな学びにしていく。

(1) 使用の心得

- ・学習活動のために使用する。そのため、それ以外では使用しない。
- ・三原市からの貸し出しであり、故意に壊した場合は弁償となるため、ルールに従って大切に使用する。

(2) 使用場面

- ・原則、授業のみの使用とする。
- ・授業以外で使用する場合は教員に許可を取って使用する。

(3) 使用方法

- ・自分のIDやパスワードは他の人に教えない等

自分や他人の個人情報大切にします。

- ・意見や考えを伝える際には、相手を誹謗・中傷していないか等、相手への影響を考えて使用する。
- ・インターネット上には危険が潜んでいることを常に意識し、不必要なサイトにアクセスしない等、注意して使用する。
- ・プライバシーの侵害、著作権や肖像権を侵害する行為等、法に触れる行為は絶対に行わない。
- ・詳細については「クロームブックの活用について」【P14】を確認すること。

第三章 校外での生活に関すること

この章は生徒の安心・安全の確保や健全育成を目的に、保護者責任の観点から、その内容を記載する。生徒は次の内容を守ること。なお、本章の内容に違反しトラブルが起きた場合は、保護者が責任をもって警察等関係機関と連携を取る。

第7条 (外出・交友・外泊)

(1) 外出

- ・行き先や誰と行くか、帰宅時間等を保護者に伝える。
- ・18時以降生徒だけで用の無い限り外出をしない。
- ・小学校や他の中学校、高等学校の敷地に無断で入らない。

(2) 交友

- ・ファミレス、フードコート、ファストフード、カラオケボックス、ゲームコーナー等の場所に生徒だけで立ち寄らない。保護者の同伴(同席)の場合のみ許可する。
- ・グループの打ち上げや旅行は保護者の同伴(同席)の場合のみ許可する。
- ・「進学・就職先への学校推薦基準」に記載されている反社会的な問題行動を起こさない。

(3) 外泊

- ・生徒間の外泊は禁止する。

第8条 (スマートフォン等情報通信機器)

- ・学校へのスマートフォン等情報通信機器に関する持ち込みを原則禁止する。
- ・全国的にスマートフォン等情報通信機器に関するトラブル等が多く生起していることもあり、特別な事情のない限り、契約しないようにする。
- ・保護者は、家庭でのルール作りや、フィルタリン

グに努め、子どもの利用状況を把握する。子どもを被害者にも加害者にもしないために、本人や友人・知人の画像、固有名詞（学校・個人名）、動画の SNS へのアップをしないととも、ブログ、プロフィール、ホームページ、インスタグラム、ツイッター等は原則開設させない等、保護者の責任において使用させ、問題行動の未然防止に努める。

第四章 特別な指導に関すること

第9条 （問題行動への特別な指導）

「社会では許されないことは、学校でも許されない」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こしたり、違反行為が確認されたりした場合は、学校・保護者、関係機関による連携のもと、より良い学校生活を送るために特別な指導を行う。

（1）特別な指導の内容

- ・説諭
- ・別室での反省や学習の指導、奉仕活動
- ・日記などの振り返り指導
- ・クロームブックの一定期間の使用禁止

（2）特別な指導の対象となる行為

- ・法令、法規に違反する行為
 - ①飲酒 ②喫煙 ③暴力、威圧、強要行為
 - ④建造物、器物破損 ⑤窃盗、万引き
 - ⑥性に関する問題 ⑦薬物乱用 ⑧交通違反
 - ⑨刃物等所持
- ・本校の規則等に違反する行為
 - ①喫煙同席、タバコやライター等の所持
 - ②いじめ ③カンニング ④家出、夜間徘徊
 - ⑤授業妨害、エスケープ ⑥染髪、ピアス
 - ⑦登校後の無断外出、無断早退、⑧暴言
 - ⑨間食、⑩指導に従わないなどの指導無視
 - ⑪クロームブックの悪質な使用
 - ⑫その他、学校が教育上必要とすると判断した行為

（3）その他

- ・別室指導の期間は原則1～5日間とする。問題行動の内容や常習性により、期間を定める。
- ・関係機関との連携のもと、学校生活復帰のための特別プログラムを実施する場合がある。